

令和6年度 山梨県人口減少危機対策支援事業費補助金 実施要領

令和6年7月 制定

山梨県人口減少危機対策本部事務局

人口減少危機対策企画グループ

山梨県人口減少危機対策企画グループ

〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1

電話：055-223-1845

メールアドレス：jinko-taisaku@pref.yamanashi.lg.jp

【注】この要領は、必要に応じて改訂することがありますので、最新のものを山梨県のホームページ (https://www.pref.yamanashi.jp/jinko-taisaku/shien_jigyohi_hojyo.html) で御確認ください。

1. 目的

この補助金は、市町村が人口減少危機対策として地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らして実施する先進的・モデル的な事業に対して、県が伴走しながら総合的に支援するとともに、その成果を全県的に波及させることにより、県内の人口減少危機対策全体の品質向上を図ることを目的として交付するものです。

2. 補助対象者

市町村（後述する「県・市町村事業準備会」において選定された市町村）

3. 交付対象事業

市町村において実施する人口減少危機対策に資する先進的・モデル的な事業

【補助対象とする事業の条件】

・ 県が外部専門家（※）を起用し、学術的・技術的な助言を提供することを通じて、補助事業の深化、高度化を支援することとします。

【※外部専門家】：事業検討の基礎となる市町村ごとの人口動態等の分析

市町村ごとの課題に応じた施策の方向性、効果的な事業実施への助言

・ 補助対象市町村は、本補助金の支援の枠組み（後述する「準備会、検討会及び効果検証会」）に参加いただくことが必要になります。

【補助対象から除外する事業】

・ 国などの他の補助金を充当している事業。ただし、他の補助金において補助対象外となっている経費（自治体独自の上乗せ部分など）については補助対象経費とします。

・ 子ども医療費助成、給食費無償化、一律の給付金支給等を目的とする事業は補助対象外経費とします。

【補助率及び補助限度額】（要綱「別表1」関係）

〔補助率〕 1/2 〔補助限度額〕 1市町村につき5,000千円

【対象経費】（要綱「別表1」関係）

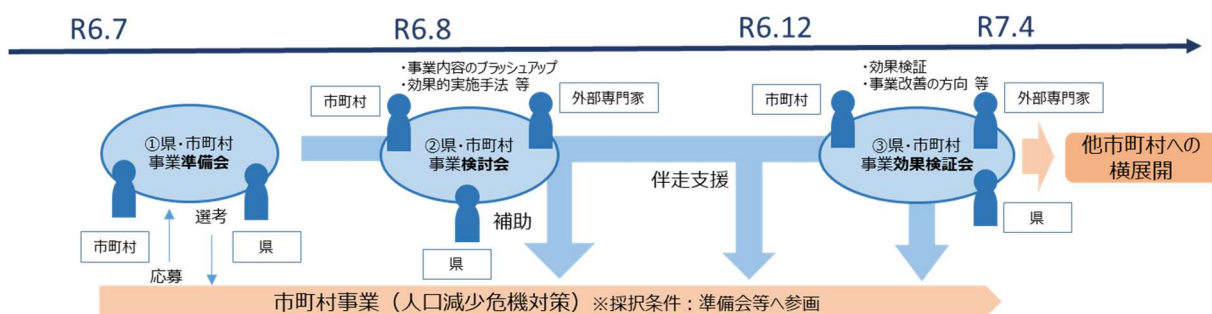
- | | | | | |
|------------|---------|-------|---------|-------|
| ・ 人件費 | ・ 旅費 | ・ 報償費 | ・ 需用費 | ・ 役務費 |
| ・ 使用料及び賃借料 | ・ 備品購入費 | ・ 委託料 | ・ 工事請負費 | |
| ・ 負担金 | ・ 補助金 | | | |

【補助事業期間】

交付決定日から令和7年3月31日まで

4. 応募から選考、補助金交付申請までの流れ

【補助スキーム】



(1) 参加市町村の募集

本事業に参加意向のある市町村は、**令和6年7月19日（金）までに**、提出資料「参加表明書」を下記の提出先に提出してください。

なお、本事業の個別相談会を7月11日（木）から18日（木）にかけて実施します。参加意向の有無にかかわらず、本事業に関する相談を個別に受け付けます。個別相談会に参加御希望の方は、下記提出先にお問い合わせください。

【提出資料】 参加表明書（市町村名、担当部局名、担当者名、連絡先）

(2) 選考・審査

上記（1）により参加表明書を提出した市町村は、**令和6年7月24日（水）までに**、提出資料「事業概要提案書」を下記の提出先に提出してください。

【提出資料】 事業概要提案書

【参加表明書・事業概要提案書の提出先】

山梨県人口減少危機対策企画グループ 山崎・舟久保

メールアドレス：jinko-taisaku@pref.yamanashi.lg.jp TEL：055-223-1845

審査により4市町村程度を選定する予定です。**令和6年7月29日（月）に実施予定の「県・市町村事業準備会」（オンラインで非公開での実施を予定）において選考を行います。**準備会では、提案市町村の御担当者から提案書に沿って御説明いただき、それに対する質疑応答を行います。審査基準は下記のとおりです。

【審査基準】

- ・ 目指すべき将来像
- ・ 抱える課題の認識
- ・ 事業の効果、事業の有効性、実現性、新規性、持続可能性

(3) 全体スケジュール

時期・期限	参加表明をする市町村	選定された市町村
令和6年7月19日(金)までに	参加表明書の提出	
令和6年7月24日(水)までに	事業概要提案書の提出	
令和6年7月29日(月)	県・市町村事業準備会(選考会)	
令和6年7月30日(火) 予定	選考結果通知(県→市町村)	
令和6年8月上旬		県・市町村事業検討会の開催(※1)
令和6年8月30日(金)までに		補助金交付申請
令和6年9月上旬		補助金交付決定通知(県→市町村)
令和6年9月上旬 ~		事業着手
令和7年2月頃		県・市町村効果検証会の開催(※2)
令和7年4月10日(木)までに		補助金実績報告書

(※1) 選考後の手続きとして、県・市町村事業検討会において補助申請事業のブラッシュアップを行います。なお、この検討会には、県が選任した外部専門家も参画し、意見交換や助言を行わせていただきます。その後、「山梨県人口減少危機対策支援事業費補助金交付要綱」に基づき、補助金交付手続きのための書類を作成・提出していただきます。

(※2) 県・市町村事業効果検証会において、効果検証や事業改善について検討することとしています。なお、補助事業のうち先進的な事業で実際に効果があったと認められたものは、次年度以降、県内他市町村への横展開することを想定しているため、効果検証会での検討結果等について他の市町村へ情報提供する場合があります。

【補助金交付申請書類】

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 山梨県人口減少危機対策支援事業費補助金事業実施計画書(様式第1号の2)
- ③ 山梨県人口減少危機対策支援事業費補助金事業収支予算書(様式第1号の3)
- ④ その他必要な書類

【補助金交付申請書類提出先】

山梨県 人口減少危機対策本部事務局 人口減少危機対策企画グループ

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 TEL 055-223-1845

メールアドレス: jinko-taisaku@pref.yamanashi.lg.jp

5. 補助事業遂行上の留意点

詳細は、「山梨県人口減少危機対策支援事業費補助金交付要綱」を御確認ください。特に御留意いただきたい点は、次のとおりです。

【補助事業の内容を変更しようとする場合の手続】

- ・ 規模の大小を問わず、変更（交付申請書に記載した内容とは違う取組みを行うこと）しようとする場合には、必ず事前に山梨県人口減少危機対策企画グループに相談してください。

【予定期間内に完了する見込みがない場合の手続】

- ・ 交付申請時に記載した予定期間内に事業が完了しない場合には、変更、廃止等の手続きが必要になります。必ず事前に山梨県人口減少危機対策企画グループに相談してください。

【状況報告】

- ・ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、適宜、報告を求める場合があります。

【実績報告書】

補助事業が完了したとき、又は知事から補助事業廃止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書を山梨県人口減少危機対策企画グループあてに提出してください。

- ① 実績報告書（様式第4号）
- ② 山梨県人口減少危機対策支援事業費補助金事業実施報告書（様式第4号の2）
- ③ 山梨県人口減少危機対策支援事業費補助金事業収支決算書（様式第4号の3）
- ④ その他必要な書類

【実績報告書の提出方法】

実績報告書等は、次の①、②のいずれか早い期日までに山梨県人口減少危機対策企画グループに提出してください。

- ① 補助事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日
※廃止の承認を受けた場合は、その承認日から起算して1か月を経過した日となります。
- ② 交付決定をした年度の翌年度の4月10日

※ 書類の不備等がある場合は、再度の提出等をお願いする場合があります。

【その他留意事項】

- ・ 山梨県から検査、報告、是正のための措置の求めがあったときは、これにに応じてください。
- ・ 補助金を受けて取得した取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産機器等又は、その他知事が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めたものは、県から定められた期間が経過するまで、譲渡や廃棄などの処分はできません。（譲渡や廃棄などの処分を行う場合には、事前に県の承認を得る必要があります。）
- ・ 補助金に係る関係書類一式については、事業完了した日の属する県会計年度の翌年度から起算して5年間保管してください。ただし、処分制限財産（交付要綱第12条第1項で規定する「取得財産等」）に該当し、かつ「財産処分制限期間」が5年を超える場合は、その処分制限期間の間は同様に書類一式を整備・保管してください。
- ・ 提出書類に虚偽の記載や補助事業の実施に不正行為があった場合、その他、公的資金の助成先として適切でないと判断された場合は、補助金交付の決定を取り消し、すでに補助した額の返還を求める場合があります。

6. その他

- ・ 予算の状況により、選定市町村数が増減となる可能性があります。